

資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大の反対に関する意見書

法人事業税については、平成 16 年 4 月から資本金 1 億円を超える企業に対し、外形標準課税が導入・施行されました。それまでの法人事業税は、企業所得が黒字の企業のみ課税され、赤字の企業は課税されませんでした。この外形標準課税の導入により、これまでの所得割とは別に、従業員への給与など企業が生み出した付加価値や資本金などの額に応じて税金を納めることとなりました。

本来、負担能力に応じて税金を納めることが、税の大原則(応能負担の原則)であり、外形標準課税の導入はこの原則をなし崩しにし、企業業績と雇用を悪化させ、景気を更に悪化させる危険性をはらむものです。

ところが政府は、法人税減税の財源として、赤字企業にも課税する外形標準課税を、資本金 1 億円以下の企業にも拡大することを検討していると報道されています。現在、多くの中小企業は赤字となっており、外形標準課税の対象が拡大されることで更なる負担増となり、存続さえ危ぶまれる事態になることが想定されます。中小零細企業が多い墨田区にとっても、死活的な影響を与えるものとなります。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

} あて